資料１

認可・確認部会について

１　概要

○　子ども・子育て関連三法の施行に伴い，指定都市の長が，就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「認定こども園法」という。）に基づく幼保連携型認定こども園の認可等を行う場合や，市町村長が子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認（利用定員の設定）等をしようとする場合においては，認定こども園法及び子ども・子育て支援法に規定する合議制機関の意見を聴かなければならないとされている。

○　また，保育所や家庭的保育事業等の認可等に当たっては，児童福祉法に規定する審議会を設置している場合は，当該審議会の意見を聴かなければならないとされている。

○　本市では合議制機関として京都市はぐくみ推進審議会を設置しており，児童福祉法に基づく児童福祉審議会としても位置付けていることから，京都市はぐくみ推進審議会に意見聴取を求めることとなる。

○　施設・事業の認可及び確認に当たっては，幼児教育・保育に関する知識に加え，客観性及び公平性を確保する必要があるため，幼保推進部会等の委員の中から利害関係を有しない委員を選任し，京都市はぐくみ推進審議会の児童福祉分科会に「認可・確認部会」を設置している。

２　審議内容

以下の案件について，意見聴取を行う（承認・議決ではない）。

⑴　幼保連携型認定こども園

事案	聴取事項	根拠条文
認可しようとするとき	認可基準との適合状況等	認定こども園法第１７条第３項
事業の停止又は施設閉鎖を命令しようとするとき	法令違反の内容，法に基づく命令に対する対応措置の状況等	認定こども園法第２１条第２項
認可の取消しをしようとするとき	法令違反の内容，法に基づく命令に対する対応措置の状況等	認定こども園法第２２条第２項

⑵　家庭的保育事業等（家庭的保育事業，小規模保育事業，居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業）

事案	聴取事項	根拠条文
認可しようとするとき	認可基準との適合状況等	児童福祉法第３４条の１５第４項

※　休止，廃止しようとする場合は，厚生労働省令の定めるところにより，市町村長の承認を受けなければならない（児童福祉法第３４条の１５第７項）が，児童福祉審議会への意見聴取については法令上規定されていない。

⑶　保育所

事案	聴取事項	根拠条文
認可しようとするとき	認可基準との適合状況等	児童福祉法第３５条第６項
停止を命ずるとき	法令違反の内容，法に基づく命令に対する対応措置の状況等	児童福祉法第４６条第４項

⑷　子ども・子育て支援法に基づく確認

事案	聴取事項	根拠条文
特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするとき	子ども・子育て支援事業計画との整合性	子ども・子育て支援法第３１条第２項
特定地域型保育事業の利用定員を定めようとするとき	子ども・子育て支援事業計画との整合性	子ども・子育て支援法第４３条第３項

３　公開・非公開に関する取扱い

京都市はぐくみ推進審議会運営要綱第４条の規定により，部会長が非公開を決定。

４　開催頻度

年３回から４回程度の開催を予定

資料2

小規模保育事業開設応募事業者一覧

平成31年4月開設に係る第3次受付期間（平成30年6月８日～平成30年7月１３日）に事業計画書の提出があった案件は，以下のとおり。

	教育・保育提供区域	応募者	事業所類型	事業所の所在地	利用定員	備考
1	上京2	一般社団法人　Be Better 代表理事　小川　智弘	小規模保育事業A型	上京区竹屋町通日暮東入藁屋町535番地125	16	
2	上京1	一般社団法人　HOLD Hands GroupKB 代表理事　青木　寿賀子	小規模保育事業A型	上京区今出川知恵光院西入西北小路町225番地2，225番地3	12	小規模保育事業A型「手をつなごう　あおき保育室」を運営
3	中京1	一般社団法人未来会 代表理事　広尾　郷史	小規模保育事業A型	中京区間之町通押小路下る高田町509－3	19	小規模保育事業A型を5箇所（「らくさいぐち保育園」「みらい保育園」「かつら東口保育園」「からすま御池保育園」「みかげ小規模保育園」）運営
4	右京3	学校法人　美乃里学園 理事長　北村　隆信	小規模保育事業A型	右京区太秦東蜂岡町5番地	12	認可幼稚園「自然幼稚園」を運営
5	右京3	一般社団法人未来会 代表理事　広尾　郷史	小規模保育事業A型	右京区太秦森ヶ西町13	19	小規模保育事業A型を5箇所（「らくさいぐち保育園」「みらい保育園」「かつら東口保育園」「からすま御池保育園」「みかげ小規模保育園」）運営
6	右京4	一般社団法人　京都りんどう愛育会 代表理事　竹内　裕貴	小規模保育事業A型	右京区西院太田町57	12	小規模保育事業A型「りんどう保育園」を運営
7	下京2	株式会社　Life youth 代表取締役　澤田　敦子	小規模保育事業A型	下京区西七条掛越町13	19	小規模保育事業A型を3箇所（「ほほえみ保育園山科園」，「ほほえみ保育園竹田園」，「ほほえみ保育園長岡京園）運営
8	右京4	社会福祉法人　塔南学園 理事長　川口　眞示	小規模保育事業A型	右京区西院太田町57	14	認可保育所「塔南保育園」を運営

資料2

小規模保育事業開設応募事業者一覧

平成31年4月開設に係る第3次受付期間（平成30年6月８日～平成30年7月１３日）に事業計画書の提出があった案件は，以下のとおり。

	教育・保育提供区域	応募者	事業所類型	事業所の所在地	利用定員	備考
9	西京2	株式会社　Life youth 代表取締役　澤田　敦子	小規模保育事業A型	西京区千代原町62番1	19	小規模保育事業A型を3箇所(「ほほえみ保育園山科園」,「ほほえみ保育園竹田園」,「ほほえみ保育園長岡京園」)運営
10	西京2	学校法人　川西学園 理事長　近藤　永太郎	小規模保育事業A型	西京区桂乾町57-3番地	19	認可幼稚園「川西幼稚園」，認可保育所「かつらのみや保育園」，小規模保育事業A型「川西ナースリースクール」を運営
11	西京2	一般社団法人未来会 代表理事　広尾　郷史	小規模保育事業A型	西京区上桂前田町21	17	小規模保育事業A型を5箇所（「らくさいぐち保育園」「みらい保育園」「かつら東口保育園」「からすま御池保育園」「みかげ小規模保育園」）運営
12	深草	株式会社　にじの木保育園 代表取締役　高島　政美	小規模保育事業A型	伏見区深草石橋町19	12	小規模保育事業A型を2箇所（「にじの木保育園墨染ルーム」,「にじの木保育園藤森ルーム」）運営
13	深草	社会福祉法人　照真福祉会 理事長　　村井　真紀	小規模保育事業A型	伏見区深草柴田屋敷町11－1	6	認可保育所「かがやき保育園」を運営

資料４

小規模保育事業の主な認可基準の概要

<table>
<tr><th></th><th>Ａ型</th><th>Ｂ型</th><th>Ｃ型</th></tr>
<tr><td>定員</td><td colspan="2">６人以上１９人以下</td><td>６人以上１０人以下</td></tr>
<tr><td>職員
（保育従事者の資格）</td><td>すべて保育士※１</td><td>２分の１以上が
保育士※１</td><td>家庭的保育者
（必要な研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識等を有する市町村長が認める者）※２</td></tr>
<tr><td>（配置基準数）</td><td colspan="2">０歳児　おおむね３人につき１人
１・２歳児　おおむね６人につき１人
に１を加えた数以上

【例】定員１３名（０歳児３名，１・２歳児１０名）の場合の保育従事者必要数
①　０歳　　児童　３÷基準３＝１
②　１，２歳　　児童１０÷基準６＝１．６６≒１．６
（小数点２位切捨）
③　①＋②＋１＝３．６≒４
（小数点１位四捨五入）
→　保育従事者必要数は４名以上</td><td>家庭的保育者１人につき３人
（補助者とともに保育する場合は５人）

【例】定員１０名の場合の保育従事者必要数
→家庭的保育者：２名
補助者：２名</td></tr>
<tr><td>職員（その他）</td><td colspan="3">嘱託医及び調理員</td></tr>
<tr><td>設備</td><td colspan="3">０・１歳児　乳児室又はほふく室
※乳児室とは，ほふく（ハイハイ）しない乳児を保育する部屋を指し，ほふく室とは，ほふくする乳児を保育する部屋を指しますが，共用とすることもできます。
２歳児　　保育室又は遊戯室
調理設備（調乳設備を含む。）及び便所
屋外遊戯場（事業所の付近にある代わるべき施設含む。※公園，寺社境内等）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">面積</td><td colspan="2">０・１歳児　乳児室又はほふく室
児童１人当たり３．３㎡
２歳児　　保育室又は遊戯室
児童１人当たり１．９８㎡

【例】定員１３名（０歳児３名，１・２歳児各５名）の場合の必要面積
｛（０歳児３名＋１歳児５名）×３．３㎡｝＋（２歳児５名×１．９８㎡）＝３６．３㎡
→　保育室等の必要面積は３６．３㎡以上</td><td>乳児室／ほふく室／保育室／遊戯室
児童１人当たり３．３㎡

【例】定員１０名場合の必要面積
１０名×３．３㎡
＝３３．３㎡
→　保育室等の必要面積は３３．３㎡以上</td></tr>
<tr><td colspan="3">屋外遊戯場　２歳児の児童１人当たり３．３㎡
※事業所の付近にある代わるべき施設（公園，寺社境内等）含む。</td></tr>
</table>

開所時間	１日につき８時間を原則とし，保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して事業者が定める。 （ただし，保育標準時間の利用定員を設定する事業所については，１１時間開所が必要となる。）
調理	・事業所等内で調理する方法により行わなければならない。 （食事の提供の特例あり※３） ・あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。
耐火	保育室等を２階以上に設ける場合は，建築基準法上の耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。
避難用設備等	保育室等を２階に設ける場合は，常用・避難用それぞれについて，以下のいずれかの設備を設けること。 ○常用：屋内階段又は屋外階段 ○避難用：特別避難階段に準じた屋内避難階段又は特別避難階段・待避上有効なバルコニー・準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備・屋外階段・保育室等その他乳幼児が出入りし，又は通行する場所に，乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。 （※３階以上については別途規定あり）
連携施設	連携協力を行う保育所，幼稚園又は認定こども園を設定する必要があります。 （連携施設の役割：①集団保育体験及び相談・助言等，②代替保育の提供，③卒園後の児童の受入れ）
休日	日曜日，国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに１月２日，同月３日及び１２月２９日から同月３１日まで
その他	・記録や書類等の整備 ・小規模保育事業の用に供する建物については，新耐震基準を満たし耐震上問題がないこと（昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した建物の場合，耐震診断を実施し問題のないもの，又は耐震補強済みのもの）。

※１　１人に限り，保健師，看護師又は准看護師を保育士とみなすことができる。

※２　京都市では，家庭的保育者には保育士資格を求めている。

※３　以下の要件を満たす場合は，連携施設等において調理し，当該事業所に搬入する方法により行うことができる。なお，この方法による場合であっても，当該事業所において行うことが必要な調理のための加熱，保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

①利用乳幼児に対する食事の提供の責任が当該事業者にあり，その管理者が，衛生面，栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。

②当該施設又はその他の施設，保健所，市町村等の栄養士により，献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等，栄養士による必要な配慮が行われること。

③調理業務の委託者を，給食の趣旨を十分認識し，衛生面，栄養面等，調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とすること。

④利用乳幼児の年齢及び発達段階並びに健康状態に応じた食事の提供や，アレルギー，アトピー等への配慮，必要な栄養量の給与等，食事の内容，回数及び時機に適切に応じることができること。

⑤食事に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

資料５

認可基準等の具体的な項目（小規模保育事業）

京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員，設備及び運営の基準等に関する条例

本市で定める基準は，基本的には国基準（家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準（平成２６年厚生労働省令第６１号））どおりとし，家庭的保育者の要件や，２階以上に保育室を設ける場合の耐火建築物等の取扱い，地震に対する安全性の確保について，一部独自基準を設けた。

１　総則　　（※表中の下線部分は本市独自基準）

項目（条文番号は国省令）		基準	備考
最低基準の目的	第2条	・市が条例で定める設備及び運営に関する基準（以下，「最低基準」という。）は，利用乳幼児が心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。	
最低基準の向上	第3条第1項	・市長は，その監督に属する家庭的保育事業等（家庭的保育事業，小規模保育事業，居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業をいう。以下同じ）を行う者に対し，最低基準を超えて，その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。	
	第3条第2項	・市は，最低基準を常に向上させるように努めるもとのとする。	
最低基準と家庭的保育事業者等	第4条第1項	・家庭的保育事業者等は，最低基準を超えて，常に，その設備及び運営を向上させなければならない。	
	第4条第2項	・最低基準を超えて，設備を有し，又は運営をしている家庭的保育事業者等においては，最低基準を理由として，その設備又は運営を低下させてはならない。	
家庭的保育事業者等の一般原則	第5条第1項	・家庭的保育事業所等は，利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに，１人１人の人格を尊重して，その運営を行わなければならない。	
	第5条第2項	・家庭的保育事業所等は，地域社会との交流及び連携を図り，保護者及び地域社会に対し，運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。	
	第5条第3項	・家庭的保育事業所等は，自らその行う保育の質の評価を行い，常にその改善を図らなければならない。	
	第5条第4項	・家庭的保育事業所等は，定期的に外部の者による評価を受けて，結果を公表し，改善を図るよう努めなければならない。	
	第5条第5項	・家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く）は，事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。	
	第5条第6項	・家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業を行う場所を除く)の構造設備は，採光，換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危険防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。	

項目（条文番号は国省令）		基準	備考
保育所等との連携	第6条	・家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業者を除く）は，乳幼児に対する保育が確実に行われ，保育の終了後も満三歳以上の児童に対して必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう，以下の事項に係る連携協力を行う保育所，幼稚園又は認定こども園を適切に確保しなければならない。 ①集団保育を体験させるための機会の設定，保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談，助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。 ②必要に応じて代替保育を提供すること（居宅訪問型保育事業者を除く）。 ③利用乳幼児を，当該保育の終了に際して，保護者の希望に基づき，引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。	
家庭的保育事業者等と非常災害	第7条第1項	・家庭的保育事業者等は，軽便消火器等の消火用具，非常口，その他非常災害に必要な設備を設けるとともに，非常災害に対する具体的計画を立て，これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。	
	第7条第2項	・少なくとも毎月１回は，避難及び消火に対する訓練を行わなければならない。	
家庭的保育事業者等の職員の一般要件	第8条	・乳幼児の保育に従事する職員は，健全な心身を有し，豊かな人間性と倫理観を備え，児童福祉事業に熱意のある者であって，できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。	
家庭的保育事業者等の職員の知識及び技能の向上等	第9条第1項	・家庭的保育事業者等の職員は常に自己研鑽に励み，必要な知識及び技能の修得，維持及び向上に努めなければならない。	
	第9条第2項	・家庭的保育事業者等は，職員に対し，その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。	
他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準	第10条	・家庭的保育事業所等は，他の社会福祉施設等を併せて設置するときは，必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備，職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。	
		・ただし，保育室，各事業所に特有の設備，利用乳幼児の保育に直接従事する職員については，併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員については，この限りではない（兼職できない）。	

項目（条文番号は国省令）		基準	備考
利用者を平等に取り扱う原則	第11条	・家庭的保育事業者等は，利用乳幼児の国籍，信条，社会的身分又は利用に要する費用負担の有無によって，差別的取扱いをしてはならない。	
虐待等の禁止	第12条	・家庭的保育事業者等の職員は，利用乳幼児に対し，虐待行為等，心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	
衛生管理等	第14条 第1項	・家庭的保育事業者等は，利用乳幼児の使用する設備，食器等又は飲用に供する水について，衛生的な管理に努め，又は衛生上必要な措置を講じなければならない。	
	第14条 第2項	・家庭的保育事業者等は，感染症，食中毒が発生又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めなければならない（居宅訪問型保育事業者を除く）。	
	第14条 第3項	・家庭的保育事業所等には，必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに，管理を適正に行わなければならない（居宅訪問型保育事業者を除く）。	
	第14条 第4項	・居宅訪問型保育事業者は，保育に従事する職員の清潔の保持及び健康状態について，必要な管理を行わなければならない。	
	第14条 第5項	居宅訪問型保育事業者は，居宅訪問型保育事業所の設備及び備品について，衛生的な管理に努めなければならない。	
食事	第15条 第1項	・利用乳幼児に食事を提供するときは，家庭的保育事業所等内で調理する方法（第10条の規定により，当該家庭的保育事業所の調理設備等を兼ねている他の社会福祉施設等の調理室において調理する場合を含む。）により行わなければならない。	
	第15条 第2項	・食事の献立は，できる限り変化に富み，利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。	
	第15条 第3項	・食事は，食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。	
	第15条 第4項	・調理は，あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。	
	第15条 第5項	・家庭的保育事業者等は，利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。	
食事の提供の特例	第16条 第1項	・食事の提供について，以下の要件を満たす場合は，前条第1項の規定にかかわらず，連携施設等において調理し，家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。 　なお，この方法による場合であっても，当該事業所において行うことが必要な調理のための加熱，保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。	

項目（条文番号は国省令）		基準	備考
		①利用乳幼児に対する食事の提供の責任が当該家庭的保育事業者等にあり，その管理者が，衛生面，栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業者の受託者との契約内容が確保されていること。 ②当該家庭的保育事業所等又はその他の施設，保健所，市町村等の栄養士により，献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等，栄養士による必要な配慮が行われること。 ③調理業務の受託者を，給食の趣旨を十分認識し，衛生面，栄養面等，調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とすること。 ④利用乳幼児の年齢及び発達段階並びに健康状態に応じた食事の提供や，アレルギー，アトピー等への配慮，必要な栄養量の給与等，食事の内容，回数及び時機に適切に応じることができること。 ⑤食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。	
	第16条 第2項	・家庭的保育事業所等に食事を搬入することができる施設は，以下のいずれかとする。 ①連携施設 ②同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業若しくは事業所内保育事業を行う事業所，社会福祉施設，医療機関等 ③学校給食法第3条第2項に規定する義務教育諸学校又は同法第6条に規定する共同調理場（離島であり，搬入施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものに限る）	
利用乳幼児及び職員の健康診断	第17条 第1項	・家庭的保育事業者等は，利用乳幼児に対し，利用開始時及び年に2回以上の定期健康診断，臨時の健康診断を，学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならない。	
	第17条 第2項	・前項の規定にかかわらず，児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断が行われた場合であって，当該健康診断が利用開始時の健康診断に相当すると認められる場合は，利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。	
	第17条 第3項	・健康診断をした医師は，その結果必要な事項を母子健康手帳又は利用乳幼児の健康を記録する表に記入するとともに，必要に応じ保育の提供等を解除又は停止する等必要な手続をとることを，家庭的保育事業者等に勧告しなければならない。	
	第17条 第4項	・家庭的保育事業等の職員の健康診断に当たっては，特に食事を調理する者につき，綿密な注意を払わなければならない。	

項目（条文番号は国省令）		基準	備考
内部の規程	第18条	家庭的保育事業者等は，以下の重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 ①事業の目的及び運営の方針 ②提供する保育の内容 ③職員の職種，員数及び職務の内容 ④保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日 ⑤保護者から受領する費用の種類，支払いを求める理由及びその額 ⑥乳児，幼児の区分ごとの利用定員 ⑦利用の開始，終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項 ⑧緊急時等における対応方法 ⑨非常災害対策 ⑩虐待防止のための措置に関する事項 ⑪その他運営に関する重要事項	
帳簿	第19条	・家庭的保育事業所等には，職員，財産，収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。	
秘密保持等	第20条 第1項	・家庭的保育事業者等の職員は，正当な理由がなく，その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。	
	第20条 第2項	・家庭的保育事業者等は，職員であった者が，正当な理由がなく，その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう，必要な措置を講じなければならない。	
苦情への対応	第21条 第1項	・家庭的保育事業者等は，その行った保育に関する利用乳幼児又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために，苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。	
	第21条 第2項	・家庭的保育事業者等は，その行った保育に関し，市から指導又は助言を受けた場合は，当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。	
人権の擁護及び虐待の防止		・家庭的保育事業者等は，利用乳幼児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため，責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに，その従業者に対する研修の実施その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。	本市独自基準
暴力団の排除		・家庭的保育事業所等の管理者及び利用乳幼児の利益に重大な影響を及ぼす業務の全部又は一部について一切の裁判外の行為をなす権限を有し，又は当該管理者の権限を代行し得る地位にある従業者は，暴力団員であってはならない。 ・家庭的保育事業所等は，その運営について，暴力団員等の支配を受けてはならない。	本市独自基準

項目（条文番号は国省令）		基準	備考
地震に対する安全性の確保		・家庭的保育事業所等（家庭的保育事業，小規模保育事業又は事業所内保育事業の用に供する部分に限る。）は，建築物の耐震改修の促進に関する法律第１７条第3項第１号に規定する耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準じるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していなければならない。	本市独自基準
食事の提供の経過措置	附則第2条	・この省令の施行の日の前日において現に存する事業者が，施行日後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては，この省令の施行の日から起算して5年を経過する日までの間は，自園調理，調理設備の設置及び調理員の配置に係る規定は，適用しないことができる。	
連携施設に関する経過措置	附則第3条	・家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）は，連携施設の確保が著しく困難であって，適切な支援を行うことができると市町村が認める場合は，この省令の施行の日から起算して5年を経過する日までの間，連携施設を確保しないことができる。	
地震に対する安全性の確保に関する経過措置		・この条例の施行の際本市の区域内に現に存するもの（平成２７年３月３１日までに子ども・子育て支援法附則第７条ただし書の規定による別段の申出をした同上ただし書に規定する設置者が，同法第７条第４項に規定する教育・保育施設を廃止し，当該施設と同一の所在地において，当該施設の設備を用いて設置する同法第２７条第１項に規定する特定教育・保育施設を含み，この条例の施行の日以後に床面積を増加させる場合における当該増加の部分及び本市の区域内に移転させる場合における当該移転の部分を除く。以下「事業所等」という。）については，当該基準に係るこの条例の規定にかかわらず，当該基準に適合しない限度において，当該規定を適用しない。この場合において，事業所等を管理する者は，当該事業所等について耐震診断を行い，必要に応じ，耐震改修を行うよう努めなければならない。	本市独自基準

２　小規模保育事業

(1)　通則

項目（条文番号は国省令）		基準	備考
小規模保育事業の区分	第27条	・小規模保育事業は，小規模保育事業A型，小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型とする。	

(2)　小規模保育事業Ａ型

項目（条文番号は国省令）		基準	備考
設備の基準	第28条	（0・1歳児を利用させる場合） ・乳児室又はほふく室，調理設備及び便所を設けること。 ・乳児室又はほふく室の面積は乳幼児１人につき3．3㎡以上であること。 ・乳児室又はほふく室には，保育に必要な用具を備えること。 （2歳以上の幼児を利用させる場合） ・保育室又は遊戯室，屋外遊戯場（当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む），調理設備及び便所を設けること。 ・保育室又は遊戯室の面積は，幼児１人につき1．98㎡以上，屋外遊戯場の面積は幼児一人につき3．3㎡以上であること。 ・保育室又は遊戯室には，保育に必要な用具を備えること。 ・保育室等を2階に設ける場合は，以下の要件に該当するものであること。 ①耐火建築物又は準耐火建築物であること。 ②常用，避難用それぞれについて，以下のいずれかの設備を設けること。 常用：・屋内階段／・屋外階段 避難用：・屋内避難階段又は特別避難階段／・待避上有効なバルコニー／・準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備／・屋外階段 ③保育室等その他乳幼児が出入りし，又は通行する場所に，乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。	

<table>
<tr><th colspan="2">項目（条文番号は国省令）</th><th>基準</th><th>備考</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>
・保育室等を3階以上に設ける場合は，以下の要件に該当するものであること。
①耐火建築物又は準耐火建築物であること。
②常用，避難用それぞれについて，以下のいずれかの設備を設けること。
<table>
<tr><td rowspan="2">3階に設ける場合</td><td>常用</td><td>・屋内避難階段又は特別避難階段
・屋外階段</td></tr>
<tr><td>避難用</td><td>・屋内避難階段又は特別避難階段
・耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備
・屋外階段</td></tr>
<tr><td rowspan="2">4階以上に設ける場合</td><td>常用</td><td>・屋内避難階段又は特別避難階段
・屋外避難階段</td></tr>
<tr><td>避難用</td><td>・特別避難階段に準じた屋内避難階段（排煙設備を有するもの）又は特別避難階段
・耐火構造の屋外傾斜路
・屋外避難階段</td></tr>
</table>
③ ②の設備が避難上有効な位置に設けられ，かつ保育室等の各部分からの歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。
④小規模保育事業所A型の調理設備と調理設備以外の部分が耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画されていること。
（ただし，調理室にスプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられている場合や，調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ，調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられている場合は除く）
⑤換気，暖房又は冷房の設備の風道が耐火構造の床等を貫通する部分（これに近接する部分を含む。）に防火上有効なダンパーが設けられていること。
⑥小規模保育事業所A型の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

⑦保育室等その他乳幼児が出入りし，又は通行する場所に，乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。
⑧非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。
</td><td></td></tr>
</table>

項目（条文番号は国省令）		基準	備考
		⑨カーテン，敷物，建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。	
職員	第29条 第1項	・小規模保育事業所A型には，保育士，嘱託医及び調理員を置かなければならない。 ただし，調理業務の全部を委託する場合や搬入施設から食事を搬入する場合は，調理員を置かないことができる。	
	第29条 第2項	・保育士の数は，以下の各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 ①乳児　おおむね3人につき1人 ②満1歳以上満3歳未満の幼児　おおむね6人につき1人 ③満3才以上満4歳未満の幼児　おおむね20人につき1人 ④満4歳以上の児童　おおむね30人につき1人	
	第29条 第3項	・保育士の数の算定に当たっては，保健師又は看護師を1人に限り，保育士とみなすことができる。	
家庭的保育事業の準用	第30条	・小規模保育事業所A型における保育時間は，1日につき8時間を原則とし，保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して，小規模保育事業者が定めるものとする。	
		・小規模保育事業所A型は，保育所保育指針に準じ，小規模保育事業の特性に留意して，保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。	
		・小規模保育事業所A型は，常に乳幼児の保護者と密接な連絡をとり，保育の内容等につき，保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。	

(3)　小規模保育事業Ｂ型

項目（条文番号は国省令）		基準	備考
職員	第31条 第1項	・小規模保育事業所B型には，保育士その他保育に従事する職員として市長が指定する研修を修了した者，嘱託医及び調理員を置かなければならない。 ただし，調理業務の全部を委託する場合や搬入施設から食事を搬入する場合は，調理員を置かないことができる。	
	第31条 第2項	・保育従事者の数は，以下の各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし，その半数以上は保育士とする。 ①乳児　おおむね3人につき1人 ②満1歳以上満3歳未満の幼児　おおむね6人につき1人 ③満3才以上満4歳未満の幼児　おおむね20人につき1人 ④満4歳以上の児童　おおむね30人につき1人	
	第31条 第3項	・前項に規定する保育士の数の算定に当たっては，保健師又は看護師を1人に限り，保育士とみなすことができる。	
準用	第32条	・小規模保育事業所B型における保育時間は，1日8時間を原則とし，保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して，小規模保育事業者が定めるものとする。	
		・小規模保育事業所B型は，保育所保育指針に準じ，小規模保育事業の特性に留意して，保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。	
		・小規模保育事業所B型は，常に乳幼児の保護者と密接な連絡をとり，保育の内容等につき，保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。	
		・小規模保育事業所B型の設備に係る基準は，小規模保育事業所A型と同様。	
経過措置	附則第4条	・小規模保育事業B型については，この省令の施行の日から起算して5年を経過するまでの間，家庭的保育者（省令第23条第2項に規定する家庭的保育者をいう）又は家庭的保育補助者（同第23条第3項に規定する家庭的保育補助者をいう）を保育従事者とみなす。	

(4)　小規模保育事業Ｃ型　　（※表中の下線部分は本市独自基準）

項目（条文番号は国省令）		基準	備考
設備の基準	第33条	（0・1歳児を利用させる場合） ・乳児室又はほふく室，調理設備及び便所を設けること。 ・乳児室又はほふく室の面積は，乳幼児１人につき3．3㎡以上であること。 ・乳児室又はほふく室には，保育に必要な用具を備えること。 （2歳以上の幼児を利用させる場合） ・保育室又は遊戯室，屋外遊技場（当該事業所の付近にある屋外遊技場に代わるべき場所を含む），調理設備及び便所を設けること。 ・保育室又は遊戯室の面積は，幼児一人につき3．3㎡以上，屋外遊技場の面積は幼児一人につき3．3㎡以上であること。 ・保育室又は遊戯室には，保育に必要な用具を備えること。 ・保育室等を2階以上に設ける場合の建物に係る基準は，小規模保育事業A型と同様。	本市独自の経過措置を設定
職員	第34条 第1項	・小規模保育事業所C型には，家庭的保育者（市長が指定する研修を修了した保育士であって，乳幼児の保育に専念することができ，かつ児童福祉法第34条の20第1項第4号に該当しない者をいう。），嘱託医及び調理員を置かなければならない。 　ただし，調理業務の全部を委託する場合や搬入施設から食事を搬入する場合は，調理員を置かないことができる。	本市独自基準
	第34条 第2項	・家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は，3人以下とする。 　ただし，家庭的保育補助者（市長が指定する研修を修了した者であって，家庭的保育者を補助する者をいう。）とともに保育する場合には，5人以下とする。	
利用定員	第35条	・小規模保育事業所C型の利用定員は，6人以上10人以下とする	
準用	第36条	・小規模保育事業所C型における保育時間は，1日につき8時間を原則とし，保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して，小規模保育事業者が定めるものとする。	
		・小規模保育事業所C型は，保育所保育指針に準じ，小規模保育事業の特性に留意して，保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。	
		・小規模保育事業所C型は，常に乳幼児の保護者と密接な連絡をとり，保育の内容等につき，保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。	

項目（条文番号は国省令）		基準	備考
経過措置	附則第5条	・小規模保育事業C型については，５年を経過するまでの間，その利用定員を6人以上１５人以下とすることができる。	
設備の基準に係る経過措置		条例施行日の前日において家庭的保育事業等を運営している事業者については，条例施行後５年間は，2階以上に保育室等を設ける場合における耐火基準・防災設備等の設置に関する基準を適用しない。 ただし，当該経過措置を適用する事業所に対しては，安全対策として，消防機関に通報する火災報知設備の設置を義務付ける。	本市独自基準

資料　６－１

平成３１年４月１日付け　今後の認可予定案件一覧（保育所）

平成３１年４月１日付けで認可を予定している保育施設は，以下のとおり。

	教育・保育提供区域	施設名称（仮称）	施設の所在地	利用定員（人）	申請者	備考
１	左京５	認可保育園　こども芸術大学（仮称）	左京区北白川瓜生山２－１１６	６０	学校法人　瓜生山学園	「京都造形芸術大学」等を運営
２	西京２	川西学園保育園（仮称）	西京区桂乾町５１番地	６０	学校法人　川西学園	認可保育園「かつらのみや保育園」，認可幼稚園「川西幼稚園」，小規模保育事業所「川西ナースリースクール」を運営

資料６－２

平成３１年４月１日付け　今後の認可予定案件一覧（認定こども園）

平成３１年４月１日付けで認可を予定している認定こども園は，現時点（※１）で以下のとおり。

	教育・保育提供区域	施設名（仮称）	申請者	類型	認可定員（予定）	利用定員（予定）		備考
						１号	２・３号	
１	北２	衣笠こども園	学校法人　大五洋	幼保連携型	３１３	１３３	１８０	認可幼稚園「衣笠幼稚園」と認可認定こども園「衣笠こども園」を合併して，幼保連携型認定こども園として運営
２	右京１	天授ヶ岡こども園	学校法人　天授ヶ岡幼稚園	幼稚園型	１０５	７５	３０	認可幼稚園「天授ヶ岡幼稚園」を運営

※１　今後，保育所からの移行を予定している施設が追加される。

※２　平成３０年４月以降は幼稚園型認定こども園，保育園型認定こども園の当該認定権限が京都市に移譲された。

資料　６－３

平成３１年４月１日付け　保育定員増加（受入枠拡大）施設一覧

平成３１年４月１日付けで保育定員増加（受入枠拡大）する保育施設は以下のとおり。

	教育・保育提供区域	施設名称	施設の所在地	保育定員（人）			設置者	備考
				現行定員	増加定員	変更後定員計		
1	北２	さつき保育園	北区大北山原谷乾町１２１	８０	１０	９０	社会福祉法人　京都さつき会	
2	左京４	一乗寺保育園	左京区一乗寺御祭田町４	９０	３０	１２０	社会福祉法人　きらら福祉会	
3	左京５	だん王保育園	左京区川端通り三条上る法林寺門前町３６	１２０	２０	１４０	社会福祉法人　だん王子供の家	
4	南２	くぜにし保育園	南区久世上久世町３０－１	２００	１０	２１０	社会福祉法人　久世西福祉会	
5	右京３	安井保育園	右京区太秦安井北御所町１５	９０	３０	１２０	社会福祉法人　安井保育園	
6	右京３	蜂が岡けやき保育園	右京区嵯峨野芝野町３１－１	１００	１０	１１０	社会福祉法人　はちす会	
7	西京２	桂東こども園	西京区桂北滝川町３０	１２０	２０	１４０	社会福祉法人　桂朝日福祉会	

参考資料①

小規模保育事業所等の新規開設に係る募集について
（平成３１年４月開設分）

小規模保育事業，家庭的保育事業又は事業所内保育事業を行う事業所（以下「小規模保育事業所等」という。）の開設に係る手続等については，以下のとおりです。

１　小規模保育事業所等の募集要件

⑴　募集地域等

次に掲げるア又はイのいずれかを満たすことを要件とします。

ア　次の２項目を満たすこと

○　小規模保育事業所等の設置（新設）が特に必要な地域等（表１）における開設であること。

○　連携施設（表２に掲げる全ての項目について，連携できる施設）となる教育・保育施設（保育所，幼稚園又は認定こども園）を確保できると認められること。（項目別に異なる教育・保育施設と連携することも可能です。）

なお，実効性のある連携協力となるよう，当該小規模保育事業所等と連携施設との距離は概ね１ｋｍまでとします。

イ　次の２項目を満たすこと

○　表１に示す提供区域における開設であること。

○　小規模保育事業所等開設予定地と同一の敷地内又は隣接する敷地内（公道を挟む程度まで許容）に連携施設（表２に掲げる全ての項目について，連携できる施設）となる教育・保育施設（保育所，幼稚園又は認定こども園）を確保できると認められること。

※　看護師等を配置して，医療的ケアが必要な児童（０～５歳児）（たん吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な児童）を優先して受け入れる施設については，上記の要件に関わらず，随時，幼保総合支援室に相談してください。

参考資料①

表１小規模保育事業所等の設置（新設）が特に必要な地域等

提供区域	小学校区	整備必要量（人）	特に必要な地域
上京１	京極，新町，室町，西陣中央，御所南（上京区内）	２４	地下鉄烏丸線沿線（丸太町駅～烏丸御池駅）から徒歩圏内
上京２	乾隆，翔鸞，正親，二条城北，仁和		
中京１	御所南，高倉		
右京１	高雄，宇多野，御室，花園	１７	地下鉄東西線太秦天神川駅から徒歩圏内
右京２	広沢，嵐山，嵯峨		
右京３	安井，山ノ内，太秦，南太秦，常盤野，嵯峨野，梅津北，梅津		
中京２	洛中，朱雀第一，朱雀第二，朱雀第三，朱雀第四，朱雀第六，朱雀第七，朱雀第八	１４	西大路通（御池通～七条通）沿いでバス停に近い等交通の便の良い所
下京２	七条，七条第三，西大路		
右京４	西院，葛野，西京極，西京極西		
西京２	桂徳，桂，桂東，川岡，川岡東，樫原	１９	桂小学校区でバス停に近い等交通の便の良い所
深草	深草，稲荷，藤ノ森，藤城，砂川	１１	京阪墨染駅から徒歩圏内

表２連携協力の項目

- 園児に集団保育を体験させるための機会の設定，その他保育の内容に関する支援（集団保育の提供）
- 職員の病気，休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に，当該小規模保育事業等に代わって保育を提供（代替保育の提供）
- 保育の提供終了に際しての当該児童の継続的な受入（３歳児以降の受入）

⑵　その他の要件

ア　避難路の確保

乳児室，ほふく室及び保育室を２階以上に設置する場合は，別紙２「京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員，設備及び運営の基準等に関する条例」のとおり，避難設備等が基準上必要になりますが，１階に設ける場合であっても，一方の避難路上で火災が生じた場合に，もう一方の避難路を使用できるよう，避難上有効な位置に出入口を２箇所以上設置し，２つの公道又は異なる方向の公道への避難経路を確保してください。

イ　建物に関する事前相談

○　新たに小規模保育事業等を開始する場合は，使用を検討している建物について，所管の消防署に届出が必要になりますので，

事前に消防署に相談してください。

○　建築基準法上の建物用途の変更が必要になる場合がありますので，京都市都市計画局建築審査課へ事前に相談するなど，設計士と協議のうえ適切に対応してください。

ウ　事業所の開所時間

開所時間は必ず最低１１時間とし，そのうえで，時間外保育を実施する事業者を別途評価します。（選考基準については別紙４「選考基準（地域型保育事業）を御参照ください。）

※　事業計画書の提出に当たっては，上記⑴，⑵の基準を全て満たしている必要があります。

２　事業計画書等の提出

小規模保育事業所等の開設を希望する事業者は，京都市幼保総合支援室へ，事前協議及び事業計画書の提出を行ってください。

なお，**事業所の開設意向を把握するため，応募を希望する事業者は，平成３０年６月１５日（金）までに，幼保総合支援室（担当：山本（知），中川）まで電話又はメールで①開設希望の旨，②定員数予定，③設置予定場所又は地域の３点をお伝えください。**（６月１５日までの電話等については，受付要件としておりませんが，開設意向の把握のため，可能な限り御協力いただきますよう，よろしくお願いします。）

⑴　書類の提出期限及び事前協議の期間

開設を希望される事業者は，当室担当者と平成３０年７月１０日（火）までに事前協議（上記の開設意向とは別に事前協議が必要です。）を行ったうえで，平成３０年７月１３日（金）までに事業計画書及び必要添付書類全てを提出してください。

（期間を過ぎた場合，受け付けることは一切できません。）

⑵　提出書類及び提出方法

事業計画書（本市指定様式）及び必要添付書類の全てを以下の提出先まで持参してください。

なお，書類提出の際，書類に不備等がないか確認を行いますので，提出の際は必ず事前に電話で予約のうえ，御来庁ください。事前協議及び事業計画書の提出については，受付期間中（土曜及び日曜を除く。）の午前９時３０分から午後４時３０分までの時間帯でお願いします。

＜問い合わせ先及び提出先＞
京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町５６６－１
井門明治安田生命ビル３階
京都市子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室　山本（知），中川
電話　０７５－２５１－２３９０
メールアドレス：yohoshien2@city.kyoto.lg.jp

参考資料①

⑶　その他注意事項

⑵に掲げる必要添付書類には，開設予定場所の不動産登記簿謄本原本や設置法人の法人登記簿謄本原本など法務局で入手していただく書類や，賃貸借契約書又は賃貸借契約に係る覚書など契約相手方との取り交わしが必要な書類も含まれていますので，御留意ください。

3　整備補助対象事業者

社会福祉法人，学校法人，公益法人及び医療法人を整備補助の対象とします。

整備補助を希望する場合は，幼保総合支援室に御相談ください。（幼保総合支援室との協議後，上記受付期間内に事業計画書を提出していただきます。）

また，予算の都合がつかない場合は，整備補助の対象としない場合があります。

4　事業概要等

⑴　事業者の資格

別紙１「児童福祉法で規定する家庭的保育事業等（家庭的保育事業，小規模保育事業，居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業）の基準」のとおり

⑵　事業所の基準

別紙２のとおり

⑶　事業所の運営に関する基準

別紙３「京都市子ども・子育て支援法施行条例」のとおり

⑷　保育料

利用者から保育料を直接徴収していただきます。

保育料の金額については，市民税の所得割額等に応じ，京都市が決定します。

⑸　地域型保育給付等

利用者に支給される，保育に係る給付（公定価格から⑷の保育料を差し引いた額）については，原則として京都市から小規模保育事業者等に直接支払います（法定代理受領）。

5　認可申請までの流れについて

⑴　開設予定地の現地確認について

事業計画書の提出後，開設予定地の現地確認を実施します。

建物の貸借契約を今後締結する予定となっている場合は，現地確認できるよう，家主と調整をお願いします。

建物を建築・改装中の場合は，竣工又は改装完了後，改めて現地確認を実施します。

参考資料①

⑵　認可申請対象事業者の選定

同一の提供区域内において，複数の事業者から事業計画書の提出があり，かつ当該事業者が予定する定員の合計数が，整備必要量を上回る場合は，提出された事業計画書を基に，京都市はぐくみ推進審議会において，認可申請の対象事業者を選定します。

選考基準については，別紙４を御参照ください。

なお，認可申請の対象事業者に選定されなかった場合でも，提出いただいた事業計画書等一式は返却いたしませんので御了承ください。

６　認可申請に係る手続について

⑴　認可申請

認可申請対象として選定された事業者に対し，認可申請書を交付します。本市が定める期間内に，認可申請書及び必要関係書類を御提出いただきます。

⑵　利用定員の設定

事業認可に当たっては，事業者からの申請に基づき，協議のうえ，京都市において利用定員を設定します。

⑶　認可しない場合

認可申請の内容を審査した結果，認可しないこととなった場合には，速やかにその旨を通知します。

（参考）　認可・確認に係るスケジュール

７月１３日（金）	事業計画書提出期限
７月下旬～８月上旬	現地確認
８月下旬頃	認可申請対象事業者の選定 （不選定の場合は結果通知）
１２月上旬頃	認可申請書の提出

参考資料②

選考基準（地域型保育事業）

	項目	内容・評価点	配点	配点	満点
1	法人格の有無	事業者は法人格を有しているか。	・ 法人格を有している場合	4	4
			・ 法人格を有していない場合	0	
2	事業者の実績	事業者は，認可保育所や認可幼稚園等の運営実績を有しているか。	・ 認可保育所，認可幼稚園又は認可地域型保育事業の運営実績が２年以上	4	4
			・ 認可保育所，認可幼稚園又は認可地域型保育事業の運営実績が２年未満	2	
			・ 認可保育所，認可幼稚園又は認可地域型保育事業の運営実績なし	0	
3	財政基盤	必要な運転資金を確保しているか。	・ 年間事業費の１２分の２（概ね 6,000,000 円）以上の現預金を保有	4	4
			・ 年間事業費の１２分の１（概ね 3,000,000 円）以上，１２分の２（概ね 6,000,000 円）未満の現預金を保有	0	
4	保育士の配置状況	保育従事者全員が保育士資格を有する事業者を優先。	・ 全ての保育従事者について，保育士資格を有する職員とする旨の事業計画（小規模保育事業Ａ型等）となっている事業者に加点（要件を満たす事業者すべてに加点）	4	4
5	管理（予定）者の実績	管理者が以下の要件を満たしているか。 Ａ 保育士資格又は幼稚園教諭の普通免許状を有している。 Ｂ 保育所，認定こども園，地域型保育事業所又は幼稚園において２年以上実務経験有	・ Ａ，Ｂの両方の要件を満たしている	4	4
			・ Ａ又はＢのいずれかの要件を満たしている	2	
			・ Ａ，Ｂいずれの要件も満たしていない	0	
			・ 管理（予定）者が決まっていない	0	
6	自園調理	自園調理(行事等の日	・ 自園調理（Ａ）	4	4

参考資料②

		以外，土曜日も含め毎日）は実施できているか。	・　連携施設又は同一法人の施設等からの搬入（B）	2	
			・　A又はB以外 （※注）A又はB以外で認可対象となるのは，平成２７年３月３１日時点において，児童福祉法第３９条第１項の規定による保育を行っていた者に限る。	0	
7	屋外遊戯場	屋外遊戯場は同一敷地内（屋上園庭を除く）で確保できているか。	・　同一敷地内又は隣接地（道を隔てた程度）で確保	4	4
			・　同一敷地内又は隣接地で確保できていない	0	
8	開設予定地	特に必要な地域等における鉄道駅，バス停からの距離が近いか。	・距離が近い場所に立地する事業者を優先。 ・相対比較し，最も近い立地の事業者に４点，次に近い事業者に２点を加点し，以降は加点なし。	4	4
9	権利関係	保育の用に供する建物は，安定的に確保されているか。	・　自己所有	4	4
			・　１０年以上の貸借契約締結予定	2	
			・　貸借契約期間が１０年未満又は未定	0	
１０	事業計画	開所時間（１１時間）を超えて３０分以上の時間外保育を実施するか。	・　１日当たり３０分以上の時間外保育を実施	2	2
			・　１日当たりの時間外保育の実施時間が３０分未満（未実施を含む）	0	
		人材育成に係る研修計画が整備されているか。	・　人材育成に係る研修計画が整備されている	2	2
			・　人材育成に係る研修計画が整備されていない	0	
		事故防止及び緊急時対応に係るマニュアルが整備されているか。	・　事故防止及び緊急時対応に係るマニュアルが整備されている	2	2
			・　事故防止及び緊急時対応に係るマニュアルが整備されていない	0	

参考資料②

		感染症対策（安全衛生）に係るマニュアルが整備されているか。	・　感染症対策（安全衛生）に係るマニュアルが整備されている	2	2
			・　感染症対策（安全衛生）に係るマニュアルが整備されていない	0	
		苦情解決の仕組みの周知，第三者委員の設置及び解決結果の公表に係る体制が整備されているか。	・　苦情受付窓口，第三者委員及び解決結果を公表する体制が整備されている（受付窓口担当者名や第三者委員が具体的に決まっていること）	2	2
			・　上記の体制が整備されていない	0	
１１	第三者評価	第三者評価を受審しているか。	・　過去３年間に受審している（事業者の運営する全ての既存事業のうち１事業所以上，他の都道府県のものでも可。同一法人内の事業所に限る。）	4	4
			・　過去３年間に受審していない	0	
１２	その他	その他 （右の該当する項目については全て減点）	・ 昨年度の指導監査における文書指摘事項が未改善	△４点	0
			・ 事業者（運営する幼稚園，児童福祉施設，地域型保育事業その他認可外保育施設以外の既存施設・事業）において，過去２年間に重大事故（死亡事故等）が発生	△４点	0
			・ 事業者が運営する幼稚園，児童福祉施設，地域型保育事業その他認可外保育施設において，過去２年間に重大事故（死亡事故等）が発生	△10 点	0
			・ 事業者（運営する全ての既存施設・事業）において，過去２年間に重大な不祥事が発生	△10 点	0
			・ 過去，事業開設を申込み，認可対象事業者として選定されたにもかかわらず，認可申請を辞退したことがある	△10 点	0
			・ 過去，認可申込みの際に事業計画書を提出したが，施設又は事業所開設後，計画どおりの運営が行われなかったことがある	△10 点	0

（５０点満点）

＜同点の場合の取扱い＞

同点となった場合は，　「１２　その他」の点数が高い（減点がない）事業者を選考します。

当該項目が同点となっている場合は，「２　事業者の実績」の点数が高い事業者を選考し，それでもなお同点の場合は「１　法人格の有無」→「１０　事業計画」の項目順に点数が高い事業者を選考します。

それでもなお同点の場合は，認可・確認部会において意見聴取のうえ，事業計画が優れた事業者を選考します。